

令和 4 年 3 月 18 日

サークル代表者 各位

理事（教育担当）・副学長  
有 江 力

### 今後の課外活動について

東京都を対象にしたまん延防止等重点措置の適用が、令和 4 年 3 月 21 日で解除されることになり、近隣県についても同日で解除されます。まん延防止等重点措置の適用期間中における課外活動の一部制限について、ご協力いただきありがとうございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延が終息したわけではなく、感染防止対策の遵守が必要であることに変わりありません。また、卒業式、入学式、新学期授業開始など大学にとって重要な行事が集中するため、学内における感染拡大を極力抑える必要があります。

そのためご不便をおかけしますが、課外活動については、令和 4 年 3 月 22 日から当面（4 月中旬ごろまで）の間、「課外活動実施願」を提出し、許可を得てから実施してください。感染拡大防止の為、課外活動実施願に記載の遵守事項の遵守及び感染防止対策の的確な実施をお願いします。また、学外での活動については「学外活動届」を提出して、許可を得てください。

引き続き、本学、政府、東京都、関連自治体等の要請や指示をよく理解したうえで課外活動を安全に実施してください。

また、特に以下についてご注意ください。

- 運動施設は「制限レベル 2」から「[制限レベル 1](#)」へ変更します。
- 宿泊を伴う課外活動は、[全国的な規模の大会やこれに準ずると判断できる活動に限り認めますが](#)、この場合、参加直前に抗原検査等を実施し陰性を確認してください。大会等の概要やコロナ対策が判る資料とともに「学外活動届」を提出して許可を得てください。
- サークル活動中及び前後の会食や、大声の発声など飛沫の飛散を伴う行動は避けてください。
- サークル活動への参加に不安を感じる学生については、参加を強要しないでください。

質問、相談等は、以下の問い合わせ先までお願いします。

以上

本件に関する問い合わせ先  
学務課学生支援係  
042-367-5582  
gaksien1@cc.tuat.ac.jp